

石川県公報

令和2年4月10日(金曜日)

号外

(第38号)

目次

公告
○石川県条例第31号の公布公告

(税務課) 1

○石川県規則第28号の公布公告 (同) 3

公告

石川県条例第31号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷本正憲

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷本正憲

石川県条例第三十一号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等(以下この節において「小売電気事業等」という。)及び同号に規定する発電事業等(以下この節において「発電事業等」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第五十六条中「事業の」を「事業税の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第五十八条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十五条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第五十五条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第八十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第八十六条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令第八条の四第一項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第八十六条の二第一項中「第八十五条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

附則第五条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十二条の四第一項の表中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十三条第三項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第四号及び第五号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)第五十五条、第五十六条及び第五十八条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第五十五条第一項第三号に規定する小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。)を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。)第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 新条例附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税につい

て適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十七項中「平成三十二年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十八項の表附則第九項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表附則第十項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第十一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第五号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同項第六号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同項第七号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二項から第四項までの規定中「三十二年新条例」を「二年新条例」に改める。

附則第十三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十四項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二十項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

附則第二十一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十六項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成三十一年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

石川県規則第28号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十八号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

第三十三条中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第三十七条中「第二十四条の四第六項」を「第二十四条の四第八項」に改める。

第三十七条の二中「第二十四条の四第五項」を「第二十四条の四第七項」に改める。

第三十七条の三中「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第五項」に改める。

第四十三条の四第一項中「法第七十五条の三」を「若しくは第七十五条の三若しくは法附則第十二条の二」に改め、同条第二項中「法第七十五条の三」の下に「若しくは法附則第十二条の二」を加え、「第二項」を「前項」に、「においては」を「には」に改める。

石川県税条例施行規則様式目次中「不動産取得税徴収猶予申告書（農地利用集積円滑化団体等関係）」を「不動産取得税徴収猶予申告書（農地中間管理機構関係）」に改める。

第十九号の様式（その六）中「不動産取得税徴収猶予申告書（農地利用集積円滑化団体等関係）」を「不動産取得税徴収猶予申告書（農地中間管理機構関係）」に改める。

第三十二号の様式中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

第三十五号様式中「第24条の4第5項」を「第24条の4第7項」に改める。

第三十五号の様式中「第24条の4第3項」を「第24条の4第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第四十三条の四の規定は、この規則の施行の日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。